

登別市物価高対応子育て応援手当を支給します

物価高の影響が長期化し、その影響がさまざまな人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援するため『登別市物価高対応子育て応援手当』を支給します。

●対象者

- ①登別市から令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童は10月分）の児童手当の支給を受けている方
※公務員は勤務先より受給していること。
- ②基準日（令和7年9月30日）の翌日以後令和8年3月31日までに出生した新生児の父母など、新生児が委託されている里親などまたは新生児が入所もしくは入院をしている障害児入所施設などの設置者
- ③①の配偶者で、基準日の翌日以後令和8年3月31日までに離婚や離婚調停中により新たに児童手当の受給者となった方
※①より手当に相当する額の金銭などを受け取っていた場合や①が手当を対象児童のために既に費消済みである場合は支給対象外。

問い合わせ

こども家庭グループ（☎ 571078）

●給付額

対象となる子1人当たり2万円

●支給時期など

2月下旬ごろからの支給を予定
※支給対象者①の方は、児童手当支給口座に支給予定のため申請は不要です。

※公務員や支給対象者②、③の方は申請が必要です。3月31日（火）までに申請してください。

なお、令和8年3月中に出生した新生児がいる、または離婚し新たに児童手当の受給者となった方は4月15日（火）まで申請ができます。

●その他

手当の受け取りを希望しない方は届出が必要です。市公式ウェブサイトに掲載の届出書をダウンロードし必要事項を記入の上、2月13日（金）までに郵送か持参でこども家庭グループ（〒059-8701・中央町6丁目11）に提出してください。

※届出書のダウンロードが難しい場合は、ご連絡ください。されば郵送にて対応します。

所得税・復興特別所得税の確定申告、 市・道民税の申告を忘れずに

●市内の受付場所・受付期間

待ち時間の短縮と混雑緩和のため、午前のみ受付人数に上限を設ける場合があります。ご了承ください。

場所	受付期間
①アーニス 2階	2月2日（月）～3月16日（月）の平日 ※③、④の開設日を除く。 10時～12時15分、13時30分～16時 ※3月16日（月）は12時15分まで。
②税務グループ (市役所1階6番窓口)	3月1日（日） 9時～11時30分、13時～15時30分
③鷺別コミュニティセンター	2月24日（火）・25日（水） 9時～11時30分、13時～16時
④ヌプル	3月2日（月）・3日（火） 9時～11時30分、13時～16時

※紙の確定申告書は受け付けません。

問い合わせ

税務グループ（☎ 851155）

次の方は『電話』で市・道民税の申告をすることができます

- ・令和7年中に収入が無かった方
- ・収入が遺族年金や障害年金などの非課税年金のみの方
- ・収入が雇用保険からの給付金や傷病手当のみの方



申告先

税務グループ

（☎ 851155）

市の会場で受け付けない申告

- 青色申告や損失申告
- 農業・漁業・山林による収入があるもの
- 土地や建物、株式の譲渡による収入があるもの
- 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の初回の申告をするもの
- 更正の請求や修正申告
- 申告内容に税務署の判断が必要と市職員が判断したもの



室蘭税務署で申告してください

場所	受付期間
室蘭税務署 (室蘭市入江町1-13)	2月16日（月）～3月16日（月）の平日9時～16時

※申告には『入場整理券』が必要です。

当日会場で受け取るか、LINEでのオンライン事前予約を利用ください。



マイナンバーカードを使って市・道民税の電子申告ができます

令和8年度分（令和7年中の収入）からマイナンバーカードを使って市・道民税の申告ができます。

詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。



スマートフォンやパソコンを使い自宅で確定申告ができます

会場に出向くことなく、メンテナンス時間を除き24時間ご自身の都合の良い時間に申告ができます。

- ①国税庁ウェブサイトの『確定申告書作成コーナー』で金額などを入力し申告書を作成
- ②e-Taxで申告書を提出（送信）



問い合わせ 国税相談専用ダイヤル（☎ 0570-00-5901）